

北関東の
経営者様限定

使用者側弁護士が教える労務対策セミナー

類型別・問題社員 に対するアプローチ法

参加費用
無料!

日時 2025年3月19日(水)
14:00~16:00

会場 太田市商工会議所 中ホール
群馬県太田市浜町3-6

定員 先着80名 (お申込は1社につき2名様までとさせていただきます)

上野労務経営法律事務所

弁護士 上野 俊夫

このような方はぜひ本セミナーにご参加ください!

- 問題社員の類型や類型ごとのアプローチ法を知りたい。
- やる気や生産性に問題のある社員(能力不足型)の扱いに困っている。
- 勤怠が不良な社員、度々連絡のつかなくなる社員(勤怠不良型)がいる。
- チームの輪を乱す社員(協調性欠如型)に辞めてもらいたい。

講師プロフィール

弁護士 上野 俊夫

群馬県高崎市で生まれ東京都で育つ。
平成14年に司法試験に合格し、前橋市の法律事務所に勤務後、
平成20年に館林市で上野俊夫法律事務所を設立。
令和6年5月に事務所名を上野労務経営法律事務所に変更。
設立以来、使用者側の労働問題を数多く取り扱う。
社労士会、市役所、公立病院での研修講師なども務めている。
令和2年度より、館林商工会議所の顧問弁護士に就任。
一橋大学大学院国際企業戦略研究科修了(労働法ゼミ)

【所属】 群馬弁護士会、経営法曹会議
館林、太田、桐生、伊勢崎、佐野、小山、栃木商工会議所
【メディア】読売新聞、毎日新聞、上毛新聞、他多数
【講演歴】館林市役所、太田市役所、羽生市商工会
群馬県社会保険労務士会 太田支部、渋川支部
同前橋支部、高崎支部
栃木県社会保険労務士会 県南支部、県西支部
埼玉県社会保険労務士会 行田支部
埼玉SR経営労務センター



上野労務経営法律事務所

UENO LABOR-MANAGEMENT LAW OFFICE

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F
TEL:0276-56-4736 FAX:0276-56-4735
URL:<https://komon-uenolaw.com/>

本セミナーで学べるポイント！

01. 問題社員を解雇した後に悲惨な目に遭わされたある会社のここだけの話
02. 問題社員をタイプ別に6つへ類型化し、タイプごとのアプローチ方法を解説
03. 合意での退職を目指すための「退職勧奨」のやり方を伝授
04. 問題社員を採用ではじくプロの視点を特別にお教えします！

過去のセミナー 参加者の声

- 「現在の業務に大変参考になりました。」
 「具体的な説明でわかりやすかったです。」
 「各事例に具体性があり、実際に問題発生した場合対応できそう。」
 「説明が実践に基づいているのでわかりやすかった。」

当事務所のセミナーが選ばれる理由

- ① 使用者側を手掛けている弁護士が時流に沿った労務トラブルを取り上げます！
- ② 大学院で労働法を専攻した弁護士が責任をもって講師を務めます！
- ③ 実際の紛争トラブルを踏まえた具体的な事例を解説します！

参加費用
無料!

参加特典

今回のセミナーにご参加の方へ
特典がございます。

- 01 無料法律相談(初回30~50分)
- 02 問題社員対応リスクの無料診断
- ▼さらに、セミナーを機に顧問契約をお申し込みいただいた場合
- 03 無料での管理職向け労務管理セミナー実施
- 04 過去の勉強会、研修のテキストをご提供


お申し込みはウェブ申込フォーム、またはFAXで送信ください (FAX:0276-56-4735)

お申し込み締め切り／令和7年3月14日(金)

※定員に達し次第締め切りとさせていただきます。

※お申し込みは1社につき2名様までとさせていただきます。

【パソコン・スマートフォンから】

上野労務経営法律事務所 セミナー  で検索！

QRコード



<https://komon-uenolaw.com/seminar/>

【FAX用お申し込みフォーム】

貴社名		ご担当者様名	フリガナ
ご参加者様名	フリガナ	役職名	
ご住所			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス	必須		

お申し込み・お問い合わせ先／上野労務経営法律事務所

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F

TEL:0276-56-4736 FAX:0276-56-4735 URL:<https://www.komon-uenolaw.com>



※問題社員とは違法行為をしたり正当な業務命令に従わない社員等をいうものです。社員の人格は最大限尊重されるべきで、違法行為と人格は別のものがあり、問題社員という言葉は、社員の人格を非難するものではありません。